

設備投資計画を計画地の市区町村に提出・認可を受けると最大3年間固定資産税「ゼロ」の特典!

# 「先端設備等導入計画」 活用のご案内

- ◆ 中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援!
- ◆ 認定を受けた設備投資については、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例!

市町村の判断により、新規取得設備の固定資産税が  
**最大3年間ゼロ**(\*)になります

\*課税標準を市町村の条例で定める割合(ゼロ~1/2)を乗じて得た額とする。

※市区町村により要件等が異なる可能性があります。また、兵庫県・大阪府では明石市、神河町は取扱いしていません。

## 生産性向上特別措置法



## 対象設備

(注)市町村により異なる場合がございます。

商品小生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する設備であって、生産性の向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備

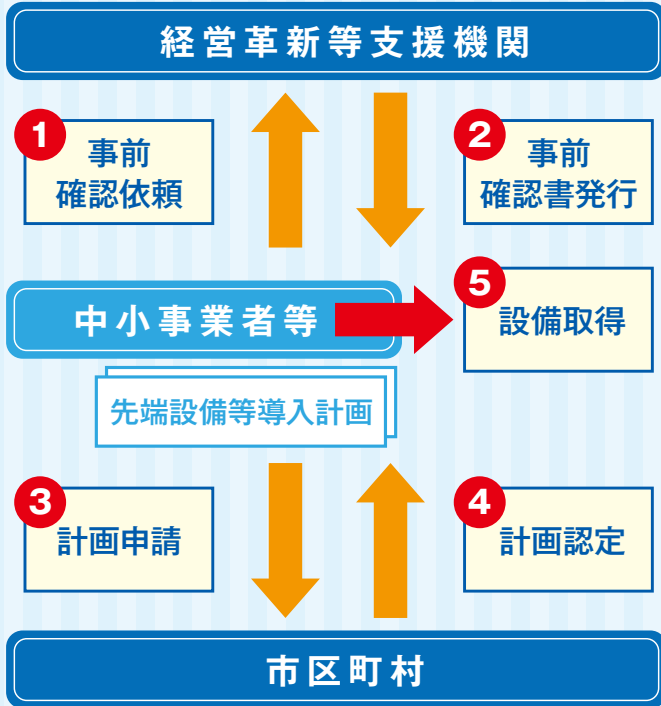
【減価償却資産の種類(最低取得価額/販売開始時期)】

機械装置 160万円以上/10年以内	測定工具及び検査工具 30万円以上/5年以内	器具備品 30万円以上/6年以内	建物附属設備* 60万円以上/14年以内
-----------------------	---------------------------	---------------------	-------------------------

\*償却資産として課税されるものに限る

# 先端設備等導入計画

## 先端設備等導入計画の認定フロー



申請先は市区町村であり、市区町村ごとに要件、申請可能地域が異なるので留意が必要です。

主な要件	内 容
計画期間	計画認定から3年間
労働生産性	計画期間において、基準年度比で労働生産性が9%以上(年平均3%以上)向上すること <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>算 定 式</b>                      (営業利益+人件費+減価償却費)                      労働投入量(労働者数)                 </div>
先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される下記設備 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <b>減価償却資産の種類</b> </div> 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 導入促進指針及び導入促進基本計画に適合するものであること</li> <li>○ 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</li> <li>○ 認定経営革新等支援機関において事前確認を行った計画であること</li> </ul>

## 経営力向上計画との違いについて

項 目	経営力向上計画	先端設備等導入計画
根拠法	中小企業等経営強化法 (2016年度成立)	生産性向上特別措置法 (2018年度成立)
即時償却(国税)	○	×
固定資産税(地方税)	▲50%	▲50%~▲100%
補助金優先採択	○	○
金融支援	○	○
全国対応	○	×(明石市, 神河町は不可)
利用期限	2019年3月末	2021年3月末

※各市町村ごとに取扱対象地域、取扱要件等が異なる場合がございますので、必ず各市町村の窓口にご相談ください。

## ご相談窓口について

※先端設備等導入計画に関するご相談窓口

◆ 所在地の市町村のご担当窓口

◆ 認定支援機関 株式会社みなと銀行 お取引または、最寄りの各本支店窓口

◆ 認定支援機関 株式会社みなと銀行 法人業務部  
 ☎078-333-3201(担当:楡井〔にれい〕・森岡)